

資料6

第13回 養父市国家戦略特別区域会議資料

養父市 中山間農業改革特区

平成31年 2月4日

養父市長 広瀬 栄

すべての農地に稲穂が蘇った能座地区

農家レストランの設置に係る特例

養父市内の飲食店経営者が農家となり、農家レストランを農業用施設とみなす特例を活用して、農用地区域内に自ら栽培した農畜産物を使用した料理を提供する農家レストランを開設することにより、6次産業化を推進。

	事業内容
実施主体	創作料理 中村屋 店主 中村 傑（すぐる）
実施場所	兵庫県養父市八鹿町米里地内
施設概要(案)	建築形態：木造平屋建て 延床面積：70.8㎡ 土地面積：619.1㎡ 客席数：20席
使用する農畜産物	蛇紋岩米、八鹿浅黄（大豆）、朝倉山椒など
メニュー(案)	各種定食 大豆加工品（湯葉）
営業開始	平成31年7月（予定）



養父市特区事業の近況と今後について

自家用有償観光旅客等運送事業 (自家用自動車の活用拡大) ※ 愛称：やぶくる

全国初!

- ・着実に利用拡大中※H30.12末 132件
- ・働き方改革、女性活躍の視点からも注目
- ・観光客の受け入れ体制強化、高齢者やマタニティ向けサービスなど拡充予定。



テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

- ・医療機関、調剤薬局、行政の制度紹介、希望患者の申出に基づき、随時実施中。

・参画機関

医療機関：2

調剤薬局：3

※うち、1調剤薬局は登録申請中。



特区事業の今後について

「企業による農地取得の特例」

「農業生産法人の要件緩和」

- 実績
- ・ 5企業が計1.35haを取得
 - ・ 13企業が計47.3haを営農
うち約45%にあたる21.7ha
の放棄地・休耕田が解消!
 - ・ 約80人の雇用を創出!!

※H30.12末

・ 営農面積のさらなる拡大、耕作放棄地・休耕田の解消のため、官民一体となって企業の農業参入の加速化を!!

・ 企業の農業参入の加速化に向け、中山間地域における農業のスマート化の強力な推進を!!

経済界からの提言・Society5.0時代にふさわしい農業へ

Keidanren
Policy & Action

農業 先端・成長産業化の未来
— Society 5.0 の実現に向けた施策 —

2018年9月18日

日本経済団体連合会

(2) 対応すべき事項

① 農業関連法制度の抜本的改廃・再構築

農地法はじめ農業関連法制度は、農業経営や生産手法の多様化、技術革新の進展、社会情勢の変化等を踏まえ、多様なプレイヤーが自由な競争環境の下で活躍し、農業を軸とする地域コミュニティの維持・発展に貢献しうるものへと抜本的に再構築すべきである。

なかでも農地法は、戦後の状況を踏まえて所有者と耕作者の一致を前提に制度が設計され、その役割を果たしてきたが、状況が大きく変化した現在もなお企業の農地所有を認めておらず、農地所有適格法人に対する企業の出資比率も過半未満に制限されるなど、多様な主体の参入を阻害している。まずは、国家戦略特別区域（兵庫県養父市）で導入されている農地法上の特例を、中山間地のみならず全国に早急に展開するとともに、Society 5.0時代にふさわしい法体系とすべきである。その際、新たな生産手法の登場や担い手構造の変化も踏まえ、農地や農業従事者等の用語の定義も見直す必要がある。

また、園芸用施設・植物工場の建設において、利用素材や形状の多様化が見込まれるなか、建築・設備基準が画一的で柔軟性に乏しいのが実情である。人が居住しない施設について大胆に規制を緩和し、例えば、建築基準法や消防法のもと求められている指定建築材料の利用、面積に応じた防火設備の設置を免除すべきである。

中期的には、わが国農業の自立的成長と消費者の負担軽減に向けて、国内農業保護の観点から設定されている差額関税や価格調整等の制度についても、廃止することが望ましい。

日本経済団体連合会webより引用